

「定山溪地区足湯新設に係るデザイン等検討業務」業務仕様書

1 業務名称

定山溪地区足湯新設に係るデザイン等検討業務

2 業務内容

温泉街関係者との意見交換を通して「定山溪地区景観まちづくり指針」を踏まえつつ、足湯の上屋と湯溜り、噴出し口部分のデザイン等を検討し、次年度に別途発注予定である実施設計の前提となる資料を作成すること。

また、当該足湯に利用するための源泉について、その湧出量・温度・成分・権利関係・配管の所有や維持管理・法律関係等の詳細を整理すること。

(1) 進め方の提案及び法令、デザインコード等の整理

デザイン検討の進め方を提案するとともに、基本となる法令、「定山溪地区景観まちづくり指針」、国立公園のデザインコード等を整理すること。

また、建築基準法等の法令を整理し、その後の実施設計における問題点が有る場合は、関係行政庁との協議を行うこと。

(2) 参考事例の収集

デザインコード等に沿った国内温泉地の足湯の事例を収集して、ヒアリング資料としてまとめること。

(3) ヒアリング（3回以上）

温泉街関係者からのヒアリングを行い、要望や意見を整理するとともに、最終的なデザインイメージを作成すること。

なお、ヒアリングに関しては、業務目的を達成するために必要な回数を実施すること。

(4) デザイン等の検討

ヒアリングの内容を踏まえながら、平面・立面のイメージ図を作成するほか、外観・内観・色彩のイメージが分かる資料や、アイレベルのイメージスケッチを作成する。

併せて、建築物の敷地内配置、建築物の構造方式、仕上げ材及び必要設備も検討する。

なお、各種検討に当たっては、以下の要素を考慮すること。

- ・各種関係法規及び条例・周辺景観との調和・維持管理・保全・いたずら対策・冬期間運用（積雪寒冷地での屋外利用、暖房設備、コート脱着）・敷地内の高低差

(5) 建築計画の検討及び整理

これまでのヒアリングを受けてとりまとめた足湯のデザインイメージ図から、以下の情報を整理すること。

- ・関係法令・条例や敷地条件
- ・概算設計費、概算工事費及び概略工事工程表
- ・維持管理イメージ（必要な作業、作業頻度、除雪・雪対策）
- ・保全イメージ（将来の保全改修方法等）
- ・敷地全体の計画（傾斜部分の形状・仕上（のり面保護の工法）、階段、傾斜路等の形状・仕上）
- ・配置計画（位置、足湯へのアクセス方法、公園との関係性、土地の高低差）、法面処理、外構計画
- ・仕上概要（東屋外部・湯槽等）

※特殊な材料や可燃性の材料を想定する場合は、関係法令や保守管理上の問題がないかを検討すること。

- ・平面計画（主要寸法の目安、材料）

※各部において、使用上必要な有効寸法を確保すること。

- ・立面計画（主要寸法の目安）

※屋根等は、積雪及び積雪深を想定すること。

※特殊な材料や可燃性の材料を想定する場合は、関係法令や保守管理上の問題がないかを検討すること。

- ・構造計画概要（構造方式、基礎方式）

※関係基準等に照らして、最低限の基準を満たしているかの確認をする。

- ・設備計画概要（内外照明、各必要設備のイメージ・仕様、配管ルート、電気配線ルート）

- ・敷地内埋設物調査（埋蔵文化財や各設備配管・配線等）

- ・新設する足湯において使用予定である温泉管及びポンプの仕様、劣化状況、配管ルート、ポンプ室の位置
- ・その他必要とされる情報

(6) 報告書のとりまとめ

(1)～(5)において作成した資料を、業務報告書としてまとめること。

3 面積（想定）

- (1) 場所 定山溪温泉西4丁目（業務対象箇所は別紙参照）
- (2) 土地 300 m²
- (3) 足湯 60 m²程度

4 納品物

- (1) 平面及び立面イメージ図（スケール適宜）
- (2) 外観イメージスケッチ
- (3) 内観イメージスケッチ（足湯利用時における、利用者目線での風景スケッチ）
- (4) 建築計画
- (5) 上記(1)～(3)に至る経緯をとりまとめた報告書

5 著作権について

- (1) 受託者は、納品した成果物に対して受託者が有する著作権法第21条から第28条までに規定する権利を、納品とともに無償で委託者に譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、委託者に無償譲渡する前項の著作権法上の権利を、委託者以外の第三者に譲渡しないこととする。
- (3) 受託者は、納品した成果物について、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものでないことを保証すること。なお、本件デザインが受託者以外の者の著作物（以下「原著作物」という。）である場合には、第1項から第3項に掲げた内容について、原著作物の著作者に説明し、承諾を得るなど必要な手続を行った上で企画競争に応募することとし、原著作物の著作者等と委託者との間に著作権法等上の紛争が生じないようにすること。
- (4) 成果物が第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものであった場合、前

項の手續きに不備があった場合その他委託者の責に帰する事由により原著作物の著作者等と受託者との間に紛争が生じた場合、これによって生じる責任の一切は、受託者が負うこととする。

6 その他

この仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度委託者に協議の上処理することとします。

【別紙】

